

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 浦 真樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス佐々市場免店

長崎県北松浦郡佐々町市場免字馬場添30番1 ほか

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,419 平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐々町長 濱野 瓦

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、佐々町企画商工課及び佐世保市経済部商工労働課